b　iからvまでに掲げる者であって、社会福祉法第十九条第一項各号のいずれかに該当するもの、相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を修得したものと認められるもの、保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にあるi、iii若しくはivに規定する施設、iiに規定する事業を行う場所又はvに規定する機関にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士）、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十三条各号のいずれかに該当するもの又は障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第百六十九号）による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号）第十七条第二項各号のいずれかに該当するもの（以下「社会福祉主事任用資格者等」という。）が、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援（以下「訓練等」という。）を行い、並びにその訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務（以下「直接支援の業務」という。）に従事した期間

i　障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、病院又は診療所の病室であって医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第二項第四号に規定する療養病床に係るものその他これらに準ずる施設の従業者

ii～v　（略）

c・d　（略）

（二）　（略）

(2)～(5)　（略）

ロ～ト　（略）

二・三　（略）

（厚生労働大臣の定める社会医療法人が行うことができる収益業務の一部改正）

第十七条　厚生労働大臣の定める社会医療法人が行うことができる収益業務（平成十九年厚生労働省告示第九十二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第四十二条の二第一項に規定する厚生労働大臣が定める収益業務） **第一条**　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項に規定する厚生労働大臣が定める業務は、次条各号に掲げる収益業務であって、次の要件に該当するものとする。 一～三　（略） 四　当該業務を行うことにより、当該社会医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（以下「病院等」という。）の業務の円滑な遂行を妨げるおそれがないこと。 五　（略） （収益業務の種類） **第二条**　収益業務の種類は、日本標準産業分類（平成二十五年総務省告示第四百五号）に定めるもののうち、次に掲げるものとする。 一　農業、林業 二　漁業	（法第四十二条の二第一項に規定する厚生労働大臣が定める収益業務） **第一条**　医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項に規定する厚生労働大臣が定める業務は、次条各号に掲げる収益業務であって、次の要件に該当するものとする。 一～三　（略） 四　当該業務を行うことにより、当該社会医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（以下「病院等」という。）の業務の円滑な遂行を妨げるおそれがないこと。 五　（略） （収益業務の種類） **第二条**　収益業務の種類は、日本標準産業分類（平成十四年総務省告示第百三十九号）に定めるもののうち、次の各号に掲げるものとする。 一　農業 二　林業